

# 火山防災強化市町村ネットワーク 令和5年度総会

- 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）・・・P 1
  - 2 令和4年度事業実績（案）・・・・・・・・・・・・・・P 2
  - 3 令和5年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・P 4
  - 4 国の令和6年度予算編成に向けての火山防災強化市町村  
ネットワーク要望事項（案）・・・・・・・・・・・・・・P 5
  - 5 報告事項・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 参考 火山防災強化市町村ネットワーク規約・・・・・・・・・・・・P 11

## 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）

新たに参画申込があった神奈川県山北町を別表に加えるものです。  
これにより、参画市町村数は168となります。

---

火山防災強化市町村ネットワーク規約（令和4年7月22日施行）の一部を  
改正する規約を次のように定める。

別表神奈川県の項中「松田町」の次に「、山北町」を加える。

付 則

この規約は、令和5年7月27日から施行する。

## 2 令和4年度事業実績（案）

### (1) 総会・要望活動

#### ① 国の令和5年度予算編成に向けての要望

令和4年 7月22日（金） 令和4年度総会（書面開催）  
8月 2日（火）～3日（水） 関係府省等への要望書の提出  
各府省等への要望（内閣府、国土交通省、  
気象庁）  
内閣府特命担当大臣（防災）への要望  
財務省主計局次長への要望  
10月24日（月） 自由民主党火山噴火予知・対策推進議員  
連盟（火山議連）への要望

#### ② 噴火に関する特別警報の緊急速報メール配信終了に関する緊急要望

令和4年11月22日（火） 気象庁への緊急要望に係る総会（書面開催）  
11月29日（火） 気象庁長官への要望  
関係国会議員への要望書提出

#### ③ 活動火山対策特別措置法の改正に関する要望

令和4年12月27日（火） 活動火山対策特別措置法の改正に関する要望  
に係る総会（書面開催）  
12月28日（水） 自由民主党火山噴火予知・対策推進議員連盟  
への要望書提出

### (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和4年10月24日（月） 令和4年度研修会（オンライン）  
田鍋 敏也 壮警町長による講話  
「変動する大地との共生」～有珠山周辺の取組から

### (3) 情報共有

#### ① NEWSLETTERの発行

令和4年 4月 第13号 神奈川県箱根町  
箱根山における立入禁止区域への観光客の立入再開に向けた  
安全対策について  
6月 第14号 宮城県蔵王町  
蔵王山火山監視設備の運用開始  
8月 第15号 福島県福島市  
福島市総合防災訓練

- 10月 第16号 長野県木曾町  
木曾町立御嶽山ビジターセンター「さとテラス三岳」の  
オープン
- 12月 第17号 熊本県阿蘇市  
阿蘇山（中岳）の火口見学の一部再開・県総合防災訓練
- 令和5年 2月 第18号 事務局（鹿児島県鹿児島市）  
噴火に関する特別警報の緊急速報メール配信終了への対応

② その他

- 令和5年 1月 鹿児島市火山防災に係る研修会（2月）の案内

※市町村ネットワークの事業等については、鹿児島市ホームページにおいても紹介

### 3 令和5年度事業計画（案）

(1) 総会・要望活動

令和5年 7月27日（木） 令和5年度総会（書面開催）  
8月2日（水）～3日（木） 要望活動（内閣府、気象庁等への要望書提出）

(2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和5年10月 令和5年度研修会（オンライン）

(3) 情報共有

① NEWSLETTERの発行（偶数月）

※令和5年度の実績

令和5年 4月 第19号 北海道洞爺湖町  
洞爺湖町の火山防災 ～変動する大地と共生する町～  
6月 第20号 内閣府（防災担当）  
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和  
5年法律第60号）の概要・内閣府における支援の取  
組

② その他

随時、参画市町村の火山防災に関する取組等を共有

## 4 国の令和6年度予算編成に向けての 火山防災強化市町村ネットワーク要望事項（案）

要望項目に「火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援」、「緊急速報メールの元となるデータの改善」を加えるほか、「避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化」「降灰対策に係る施策の検討」を一部変更するものです。

### 1 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

### 2 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援

火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の確保を市町村が行う場合の支援措置を講じること。

### 3 緊急速報メールの元となるデータの改善

気象庁による噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信は、令和4年12月26日に終了となったところであるが、緊急速報メールは特別警報とのタイムラグがなく、一定のエリア内の全ての携帯電話等に自動的に配信される、第一報として即時性の高い有効な情報伝達手段である。

市町村が、災害対策基本法等に定められた住民への警報等の伝達を確実に実施するため、緊急速報メールを配信する際、警戒範囲や噴火の規模を記載できるよう、同メールの元となる気象庁のデータを改善していただきたい。

### 4 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

## 5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

## 6 降灰対策に係る施策の検討

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関するマニュアルを作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、除去に要する車両の確保を含めた降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を盛り込んだ広域的な観点からの対策を検討すること。

## 7 避難路・退避壕の整備及び社会資本整備の国直轄の推進

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

## 8 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱をきたすことが懸念されることから、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についてのガイドラインを作成すること。

## 9 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

大規模噴火時には、県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

総会前に照会しておりました要望事項への意見について、参画市町村からの意見及び事務局対応案は以下のとおりです。

(1)

要望事項	意見	意見への対応（事務局案）
<p>4 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化</p> <p>火山活動による被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。</p> <p>(略)</p>	<p>・「具体的な避難計画を」の後に「<u>各火山の特性、関連する県・自治体の範囲</u>」を追加</p> <p>※桜島のように火山現象が1つの県に収まる場合や、富士山のように3県にまたがる場合など、火山によって状況が異なることから、要望事項に追記いただきたいとの趣旨</p>	<p>・以下のとおり修正</p> <p>4 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化</p> <p><u>それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査</u>を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。</p> <p>(略)</p> <p>※「関連する県・自治体の範囲」(＝火山現象の影響範囲)の趣旨は、「<u>それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査</u>」や「ハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画」に包含されている。</p>

7

(2)

要望事項	意見	意見への対応（事務局案）
<p>6. 降灰対策に係る施策の検討</p> <p>(略)</p> <p>また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を含めた広域的な観点からの対策を検討すること。</p>	<p>・降灰対策において、国・北海道・市町の道路の除灰対策を、市町の負担軽減を強調する文面にして頂きたい。除灰作業の実体験がない北海道の多くの市町は、<u>必要な機材の保有もないため(七飯町ではロードスイーパーの保有なし)</u>国や都道県が除灰作業を主導する体制(他都県からの応援調整を含む)をとってほしい。</p> <p>※除去車両について、町で保有しておらず手配も困難であることから、国や都道県で確保してほしいとの趣旨</p>	<p>・以下のとおり修正</p> <p>6. 降灰対策に係る施策の検討</p> <p>(略)</p> <p>また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、<u>除去に要する車両の確保を含めた降灰の除去</u>をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を盛り込んだ広域的な観点からの対策を検討すること。</p>

(3)

要望事項	意見	意見への対応（事務局案）
※新規要望提案	<p>・火山調査研究推進本部のタスクフォース 火山性微動や小規模地震が発生し火山活動が活発化し、噴火警戒レベルが2以上になった場合、国が設置予定の火山調査研究推進本部から専門的な知識や技術を有するタスクフォースを編成し、担当火山防災協議会へ派遣するようなシステムを構築してもらいたい。</p> <p>※レベル2や3（噴火の可能性がある）の段階で、国から専門家を派遣してもらおう体制を構築してもらいたいとの趣旨</p>	<p>・<u>要望事項としない</u> （理由）</p> <p>・火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための組織であり、現地の災害対策を担う組織でないこと※、各火山の警戒避難体制の整備のために火山専門家や地方気象台、防災関係機関等で構成される火山防災協議会の設置が義務付けられていることから、要望の実現性が低い。</p> <p>※火山調査研究推進本部の所掌事務は、モデルとなった地震調査研究推進本部と同じ構成であり、地震本部による現地派遣の取組なし</p> <p>・令和5年4月から火山噴火予知連絡会において以下の体制が整えられている。</p> <p>① 火山活動評価検討会（気象庁主体） 平時の活動評価を担うとともに、火山活動が火山防災協議会で想定していた状況から外れそうな場合に、地区担当委員等で構成する「地域会合」を開催（②への移行も想定）</p> <p>② 噴火災害特別委員会 顕著な災害が発生又はその可能性がある場合などに火山研究者と行政機関が連携して開催するもので、災害対策本部等に科学的な助言を行う。 （前身の拡大幹事会は、H27 桜島、H29 新燃岳の際、地元開催）</p>

## 5 報告事項

当ネットワークの今後の運営のあり方（対面での総会、研修会の実施等）について、令和4年度に実施した役員市町村担当課長等懇談会での意見交換の概要を報告するとともに、今後の活動の方向性の検討スケジュール（案）を示します。

### (1) 検討に至った経緯

#### ① 運営の現状

以下により参画市町村からの負担金なしで運営

- ・ 総会：R2の設立時から書面開催のため会場借上げ料不要
- ・ 研修会：オンライン開催のため講師旅費・会場借上げ料不要  
講師の善意により謝金なし
- ・ 要望活動等：旅費は事務局の予算から支出

#### ② 参画市町村からのご意見

- ・ R3、R4年度の研修会のアンケートにて、研修会にはオンラインの形が参加しやすいとの声が多かった一方、直接会う機会（総会・研修会）を望む声もあり

### (2) 役員市町村担当課長等懇談会での意見交換の概要

（令和4年10月24日開催・18役員市町村中14市町村参加）

#### ① 総会

当面、書面開催を継続。直接会う機会は必要と考えるので、全国治水砂防協会など、ネットワークの多くの首長が集まる機会に対面する機会がないか検討

#### ② 研修会

より多くの職員が受講できるよう、当面、オンラインでの研修会を継続。設立の節目（設立〇周年）の機会に、直接対面する形での研修の機会を検討

#### ③ 負担金

5千円程度（下記事務局案(当時)）であれば問題ない。

（参考：懇談会時の事務局案）

行事	費目	使途	概算
総会	使用料及び賃借料	会場借上げ料、備品使用料（都内ホテル）	376千円
研修会	報償費	講師謝金 7,000円/時×4時間（準備時間含む）	28千円
	旅費	講師招へい旅費	56千円
	使用料及び賃借料	会場借上げ料、備品使用料（都内ホテル）	376千円
		合計	836千円

※836千円÷167市町村 ≒ 1市町村あたり約5千円の負担

### (3) 今後の検討方針（案）

役員市町村担当課長懇談会での意見を踏まえ、以下の事業の実施を検討するため、参画市町村にアンケートを実施する。

#### ① 総会【対象：市町村長】

・参画市町村長が多く集まる機会として、全国治水砂防協会通常総会（5月下旬・東京）に合わせての開催を検討（例年7月の総会を前倒し）

⇒ 対面開催の場合、事務局職員旅費、会場借上げ料、会場設営費用等が必要  
総会時期の変更（7→5月）に伴う役員任期の調整

※アンケートでは、対面開催の可否及び対面開催の頻度などについて意見聴取予定

#### ② 要望活動【対象：事務局職員等】

・事務局（鹿児島市）職員に加え、副会長市の職員の参加を検討

⇒ 対象範囲に関わらず、旅費や印刷製本費などが必要

#### ③ 研修会【対象：職員】

・より多くの職員が受講できるよう、オンラインでの研修会を基本

⇒ 対面開催の場合、講師謝金、講師招へい旅費が必要となるため、対面開催の意向及び対面開催の頻度について聴取

#### ④ 負担金

・①～③の活動に係る経費についての負担金徴収を検討

⇒ 事業計画・予算案作成  
規約改正（監事、監査、会計）

### (4) 今後の検討スケジュール（案）

年度	時期	内容
R5	下半期	アンケート実施
R6	7月	総会で方針決定、所要の規約改正（役員任期）
	下半期	参画市町村で負担金予算計上 規約改正準備（監事、監査、会計）
R7	5月	総会（規約改正、監事選任、予算）

(名称)

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(総会の議事)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容

(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができるとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、弟子屈町、白糠町
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村
栃木県	日光市、那須塩原市、那須町
群馬県	沼田市、中之条町、長野原町、嬭恋村、片品村
東京都	新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、開成町、箱根町
新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曾町
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町